



こんにちは！ 日本共産党の

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2008年 7月25日 98

〒319-1112

東海村村松2401-2

oona_toukai@yahoo.co.jp

電話・ファックス 029-284-0761



東海産廃反対行政訴訟 第3回裁判を傍聴

...原告住民の意見陳述に感動...



7月16日水曜日、行政訴訟の3回目の裁判があり、30名からの住民の方々とともに、バスに乗って傍聴してきました。この日原告住民の意見陳述は2人が行いました。弁護士をはじめ、参加者みんなが感動した意見陳述をご紹介します。紙面の都合上お一人のみになります。

私は、産廃焼却施設の建設予定地と私の住まいは、狭い道路の向い合せにあります。距離にして約10mです。ここで生まれ育ち、妻と子3人で暮らしています。

裁判長には、静かに暮らしている家族を壊す施設の建設が許されるのかを問うものです。

第1に、この産廃焼却施設予定地では、過去に勝田プレスが営業していました。騒音と振動にて苦しめられました。夜中2時、3時まで稼働しており眠れない夜も度々あり、改善するように何回も交渉に行きました。やっと「騒音対策として防音壁を設置する。」との進展がありました。しかし、効果はありませんでした。その後も交渉を続けて、結果的には「夜10時以降は機械を稼働させない」ことでやっと寝られるようになりました。予定地の南側の鉄板の塀がそのときの物です。住民説明会で、今度の施設も騒音対策として同じ防音壁を予定していると言われましたが、これでは全く効果がありません。

また、焼却施設は、24時間運転であり夜間もフル操業されます。焼却炉・破碎機の騒音・振動は、かなり激しいもので、私たち家族は24時間苦しめられるのです。また、出入り口が私の住まいに向いていますから、施設内の粉塵がまともに私の家に降りかかります。一日30台の廃棄物運搬車両の出入りがあるので、その騒音や振動の被害も受けます。道路一本隔てて住宅が並んでいるのに、評価は住宅地を基準としていません。こんな施設が建設されたら、私達は静かに寝る事さえできません。健康で安心して暮らすことが不可能となってしまうのです。

第2に、住民説明会は何のためにあるのでしょうか。説明会では、『安全に十分に対応しており安全な施設である。』との説明・回答ばかりでかえって不安になりました。事故は、機械の予想外の故障、人間の怠慢から起こります。常に施設での事故や人為的ミスを想定して対策していかなければなりません。そのような説明は全くなく、住民の意見は一切聞き入れない様な一方的な説明会は住民に不安・心配を与えるだけでした。100名もの住民を集めておきながら形式だけの説明会はずでに住民に不安を植え付けております。(続きは裏面でどうぞ)



(仮称)ひたちなか・東海クリーンセンターの整備計画について

整備計画概要、実施方針案、要求水準書案がひたちなか市役所HPで発表されています

<http://www.city.hitachinaka.ibaraki.jp/0603clean/gaiyouindex.html>

東海村の現在の清掃センターは、あと約10年ぐらいいは稼働可能ですが、その後、建て替えるとしても、現在地での操業はできないことになっているそうです。射爆場跡地の利活用の観点と、行政改革の観点での行政の広域化により計画されたのが、(仮称)ひたちなか・東海クリーンセンターの建設・整備です。

住民にとって行政の広域化は、必ず不便・不都合が発生します。清掃センターは必要な施設ですが、整備にあたり住民の意思反映が重要です。どんどん意見を寄せましょう。

(表面からの続き)



第3に、産廃焼却施設から出る排出ガスや排水に含まれる有害物質によって環境に重大な影響が予想されます。それが、ダイオキシンや発がん性のある排出ガス・重金属等なら取り返しがつきません。私は、産廃焼却施設の建設予定地から100m離れたところで20aの水田を耕作しています。ここで採れる米を毎日食べて50年以上になり、子どもにも今後も食べてもらいたいと考えております。よって水田への影響も心配しています。地形的に建設予定地は周囲が水田に囲まれています。いわば、田んぼの中に位置して、産廃焼却施設の横1mに湧き水が流れる用水路があり、もし有害物質が漏れると、すぐに田んぼが汚染されるのです。

また、この一帯の真崎浦は干害対応施設が整備されております。産廃焼却施設の前を流れる川から水を引き、いったん真崎浦の真ん中の貯水池に貯めてポンプで汲み上げて、すべての田んぼへ供給するものです。田んぼより溢れ出た水は貯水池に戻ってきます。そして、再度汲み上げて使用する循環型の干害対応施設なのです。ですから、有害物質が施設から漏れ出した場合は、用水路を経て川へ流れ出し、真崎浦の広大な田んぼが汚染されるのです。漏れ出してから干害対応施設のポンプまでわずか1時間です。

また、地形的に産廃焼却施設の周りが干害対応施設のポンプによって豊富な水で満たされた田んぼに囲まれており、上昇気流でなく下降気流が発生する地形です。このような地形では十分な上昇気流は発生しませんから、施設の煙突の高さが25mで十分とは到底考えられません。煙突から出る排出ガスが田んぼや近隣の耕作地・住宅地に降り注ぐのです。田んぼやその周辺に降り注いだ有害物質は貯水池に流れ込みます。施設そのものが環境に危険であると考えます。

最後に、住民には健康に暮し生活する権利があるはずで、これを冒すのが産廃焼却施設です。汚染物質が漏れ出した事に気付いた時には取り返しがつかないのです。

是非、裁判長には、現場を見ていただき、私達の訴えをご確認ください。そして、この住民を軽視した産廃焼却施設の設置を取り消してください。私達の暮らしを守ってください。

どうして反対なのか、どんな被害を受けることになるかと考えているのか、誰が聞いても良くわかりますし、納得のいく陳述でした。裁判官には、この声をしっかり受け止めてほしいです。



自治基本条例に関する質問・意見が少ない

村内6ヶ所での村政懇談会が24日で終了。自治基本条例策定委員さんから、進捗状況の説明がありましたが、どの会場でも質問や意見はあまり出ませんでした。

「なぜ自治基本条例か？」の村民討議がもっとも必要と考えます。

議員会で橋本知事の県政報告を聞く

24日、知事の県政執行に関する基本的な考え方が、伺えました。「福祉の充実には人口がもっと必要。これまでの豊かさを保つために産業の発展に力を入れる」というものでした。しかし、地方自治の本旨は、「住民の福祉の増進を図ること」ですよ、知事！！

産廃反対住民の
会ニュースより

東海産廃訴訟団から裁判のお知らせと傍聴のお願い

行政訴訟第4回裁判 9月17日(水)16時30分～

仮処分第3回裁判 9月12日(金)10時00分～